河川協力団体の指定フロー

準則のポイント

公募

◆**募集要項の作成**

申請

◆**申請資格**<処理基準>
・代表者の定めがあること
・事務所の所在、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他を内容とする規約その他これに準ずるものを有すること
・適切な経理事務及び会計処理が行われていること
・5人以上・5年以上の団体であること
・暴力団関係者を含まない、宗教活動又は政治活動を目的としない団体であること
・税の滞納がないこと
・公序良俗に反するなど不誠実な行為を行っていないこと
・河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことが誓約できること

◆**申請書類**<処理基準>
・申請書、申請資格関連書類、活動実績報告書、活動実施計画書、その他河川管理者が必要と認める書類

確認・審査

◆**申請資格の確認**<処理基準>：申請資格関連書類を確認

◆**活動実績報告書、活動実施計画書の審査**<処理基準>
・活動実績報告書の審査：河川管理に資する非営利な活動を対象河川で継続的に行っており、河川管理者との協力関係が確認でき、河川管理等に支障のある行為を行っていないこと
・活動実施計画書の審査：活動実施計画の実効性、河川管理に対する貢献、協調性が認められること

指定

◆**指定**<処理基準>
・指定番号、指定証の発行（指定の対象区間を明記）

指定の通知

◆**指定・非指定の通知**<処理基準>
・指定、非指定結果及び非指定理由の通知

活動状況の確認

◆**定期報告**
・年1回以上活動内容を確認

◆**臨時報告**
・活動状況に疑義のある場合等には臨時報告を求める

活動内容の改善
指定の取消し

◆**活動内容の改善措置**<処理基準>
・必要に応じて改善措置を命ずる、又は指導若しくは助言を行う

◆**指定の取消し**<処理基準>
・改善措置の命令に違反した場合
・詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合
・河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合

河川管理者の行うもの
申請者の行うもの